

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
 〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
 URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

労働基準法の抜本的改正

厚労省は約40年ぶりに労働基準法を抜本的に見直す方針で、連続勤務の上限規制や勤務間インターバル制度の義務化等を検討。来年の国会で法案を提出する見込み。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/15(月) 大安 年賀状の受け付け開始

16(火) 赤口

17(水) 先勝 臨時国会会期末

18(木) 友引

19(金) 先負 フィギュアスケート全日本選手権

20(土) 大安 旧暦11月1日

21(日) 赤口 全国高校駅伝

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

12/8(月)	50,582	△ 90	155.35	▼0.73
9(火)	50,655	△ 73	156.19	▼0.84
10(水)	50,603	▼ 52	156.65	▼0.46
11(木)	50,149	▼454	156.04	△0.61
12(金)	50,837	△688	155.64	△0.40

相続税の課税対象となった割合は10.4%

国税庁が公表した「令和6年分 相続税の申告事績」によると、相続税の課税対象となった被相続人の割合は10.4%となりました。

◆課税価格は被相続人1人あたり1億4千万円

令和6年に亡くなった160万5378人(前年比1.9%増)のうち、相続税の課税対象となった被相続人は16万6730人(同7.1%増)となり、その割合は10.4%(同0.5ポイント増)でした。

課税対象となった被相続人の課税価格(相続財産価額から債務・葬式費用を控除し、相続前3年以内の贈与財産等を加算)は総額23兆3846億円(同8.1%増)となり、被相続人1人当たり1億4025万円(同1.0%増)となっています。また、申告税額は総額3兆2446億円(同8.0%増)で1人当たり1946万円(同0.8%増)となり、いずれも相続税の基礎控除額が引下げられた平成27年分以降で最高となっています。

◆暦年課税による生前贈与の加算期間の改正

相続税は、亡くなった被相続人から相続等により取得した財産の課税価格が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税対象となり、相続人は相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告する必要があります。

なお、相続税の課税価格に加算される生前贈与(暦年課税)の対象期間は、改正により相続開始前7年以内となりました(相続開始前3年超7年以内における贈与は総額100万円まで加算されません)。これは令和6年1月以後の贈与財産に適用されるため、相続開始日が令和9年以後の場合に3年を超える加算期間となり、令和13年以後に7年となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201548

令和6年度に実施された所得税の調査等

国税庁は近年、AIなどを活用して調査対象を選定しており、令和6事務年度(令和6年7月~7年6月)において所得税の調査等は73万6千件(実地調査4万7千件、文書や電話などによる簡易な接触68万9千件)実施され、そのうち実地調査で3万9千件、簡易な接触で33万件に申告漏れ等の非違がありました。

実地調査により把握された申告漏れ所得金額は5815億円(1件あたり1240万円)で追徴税額は1132億円(同241万円)、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3502億円(同51万円)で追徴税額は299億円(同4万円)となり、追徴税額の総額は過去最高となっています。

来年1月から実施される電気・ガス料金支援

政府の総合経済対策により、来年1月から家庭や企業などに対する電気・都市ガス料金の負担軽減措置が実施され、1月使用分~3月使用分について使用量に応じた値引きが行われます。

具体的には、1・2月使用分は電気が1kWhあたり4.5円(高圧契約の場合は2.3円)、都市ガスが1m³あたり18.0円の値引きとなります。3月使用分は値引き単価が減少し、電気が1kWhあたり1.5円(高圧契約の場合は0.8円)、都市ガスが1m³あたり6.0円となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年分における相続税の申告事績の概要など

◆令和6年分における相続税の申告事績の概要

令和6年分における被相続人数（死亡者数）は1,605,378人（前年対比101.9%）で、そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は166,730人（同107.1%）、その課税価格の総額は23兆3,846億円（同108.1%）、申告税額の総額は3兆2,446億円（同108.0%）と増加し、いずれも基礎控除額の引下げがあった平成27年分以降で最高となりました。

【相続税の申告事績】

	令和5年分	令和6年分	対前年比
被相続人数（死亡者数）	1,576,016人	1,605,378人	101.9%
相続税の申告書の提出に係る被相続人数	155,740人	166,730人	107.1%
課税割合	9.9%	10.4%	0.5ポイント
相続税の納税者である相続人数	339,098人	361,260人	106.5%
課税価格	21兆6,335億円	23兆3,846億円	108.1%
税額	3兆53億円	3兆2,446億円	108.0%
被相続人1人当たり	課税価格	1億3,891万円	1億4,025万円
	税額	1,930万円	1,946万円

※1 令和5年分は令和6年10月31日まで、令和6年分は令和7年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く）データに基づき作成。

※2 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたもの。

【令和6年分における相続財産の金額】

	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他
金額	7兆4,074億円	1兆1,901億円	4兆3,676億円	8兆5,602億円	3兆162億円
構成比	30.2%	4.8%	17.8%	34.9%	12.3%

◆相続税の申告と納税

相続税は、被相続人から相続や遺贈によって取得した財産および相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額※（債務や葬式費用などの金額を控除し、相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算）が、基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人の数）を超える場合、その超える部分に対して課税されます。

各相続人等が取得した財産の価格の合計額が基礎控除額を超える場合は、相続税の申告をする必要があるため、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合は納税しなければなりません。

※財産の価額の合計額とは、小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算特例等を適用しない場合における課税価格の合計額をいいます。

◎暦年課税による生前贈与の加算対象期間について

相続等によって財産を取得した相続人等が、被相続人から生前に暦年課税に係る贈与によって取得した財産のうち加算対象期間内に贈与されたものがあるときは、相続税の課税価格にその財産の贈与時の価額を加算します。

改正により令和6年1月1日以後の暦年課税に係る贈与により取得した財産については、その加算対象期間が相続開始前7年以内となりました（被相続人の相続開始日が令和8年12月31日以前の場合は加算対象期間は相続開始前3年以内）。具体的な加算対象期間は次のとおりです。

被相続人の相続開始日	加算対象期間
～令和8年12月31日	相続開始前3年以内
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日から相続開始日までの間
令和13年1月1日～	相続開始前7年以内

※加算対象期間内に贈与されたものは贈与税がかかったかどうかに関係なく加算します。ただし、加算対象期間内に取得した財産のうち相続開始前3年以内に取得した財産以外の財産については、その財産の贈与時の価額の合計額から総額100万円までは相続税の課税価格に加算されません。